

2. 懇話会開催要綱

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会開催要綱

1 目的

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画(教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する基本的な計画をいう。)を策定するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) (仮称) 次期堺市教育振興基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の教育の現状、課題及び方向性に関する事項

3 構成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する7人以内の者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市PTA協議会から選出された者
- (3) 堺市こども会育成協議会から選出された者

4 座長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議(以下単に「会議」という。)は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱(令和2年制定)の規定を準用する。

7 会議録

教育長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

8 開催期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間とする。

9 庶務

懇話会の庶務は、教育政策課において行う。

3. 懇話会名簿

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会名簿

◎は座長、○は副座長（50音順・敬称略）

氏名	役職等
◎おおの やすき ○大野 裕己	滋賀大学大学院教育学研究科 教授
のぶはら きよこ 延原 紀代子	堺市こども会育成協議会 安全対策副部長
ひがし ゆうこ 東 優子	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科 教授
ふくだ かずあき 福田 和昭	堺市PTA協議会 理事
ほった ひろし 堀田 博史	園田学園女子大学人間教育学部 教授
まつひさ まなみ 松久 眞実	桃山学院教育大学人間教育学部 教授
◎もりた えいじ ○森田 英嗣	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科 教授・副学長

4. 懇話会開催経過

日時	内容
令和2年7月7日（火）	（仮称）次期堺市教育振興基本計画の策定にあたって 堺市の教育をめぐる現状と課題について （仮称）次期堺市教育振興基本計画の骨子案について
令和2年10月20日（火）	（仮称）第3期未来をつくる堺教育プラン（素案）について
令和3年2月2日（火）※	パブリックコメントの結果について 第3期未来をつくる堺教育プラン最終案について ・今後のプラン推進における進捗管理について

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

■ 懇話会開催経過

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面による意見聴取を実施しました。